

二、工場側、動靜

工場側ニ於テ、週休ノ對抗策トシテ差當リ親戚関係ヨリ職工ノ補充ヲ為シテ營業ヲ繼續スルト共ニ争議圖ノ切崩ヲ為シタル其効無キ為新ニ職工募集ヲ揭示シ嚴禁職工ニ對シテハ十二日更ニ解雇通知ヲ發シ要求事項ニ對シテハ次記ノ通り回答懇心カ頗ル強硬ナリ

三、會見状況

十四日約ニ依リ争議圖ヨリ東京合同労務支部員崎原曉助、東京ガム労働ヨリ湯浅七、伊藤職工代表トシテ沢山定一外四名工場ニ於テ工場主ト會見シタルカ工場主ノ回答ヲ不滿トシテ其後十五、六日、両方ニ

決リ工場側ノ讓歩ヲ交渉レツ、アルニ工場側トシテハ後記經濟新報組合員タル給當者ニ認容シタル程を以テハ断然拒絶ノ意嚮ニテ懇カ強硬ナリ

要求事項

同上回答

一、賃金ニ割値上

一、全休要求ニ應ジ難シ

二、徹夜ノ場合、夜ノ介ヲ人支給スルコト

二、現ニ五六支給シアルニ付是以上要求ニ應ジ難シ

三、欠勤者アル場合、欠勤者ノ日給ヲ割当

三、割当支給ス(但シ製板部ニ限ルコト)

支給

四、仕事上ノ必要品ヲ會社ヨリ支給スルコト

四、田下等工場トシテハ必要品ノ支給不可能

作業服等二着、手袋製板部八月ニ

六足、製板部八月ニ三足

五、通勤ノ陸歩引ヲ左ノ様ニ改正スルコト

五、五分通勤引セズソレ以上ハ時給ニ應ジテ